

## 学位論文題名

## 中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割

## 学位論文内容の要旨

男女平等の実現は、中国共産党が結党以来一貫して掲げてきた最重要課題として広く知られている。もちろん、これまで実施されてきた中国のジェンダー法政策を概観すると、確かに女性の社会的地位は一定のレベルまで引き上げられたと言えるだろうし、男性並みの社会進出を可能にしたと評価することもできる。だが、こうした見方は、文化大革命を経験して以降、計画出産政策や改革開放・市場経済が導入にされるようになった現在、大きく揺らぎ始めている。その理由は、以前から社会に根強く浸透し残り続けていた、男女間の不平等をめぐる問題、たとえば必ずしも歓迎されない女児の誕生、女性に多く見られる就業難、職場における性差を理由とした不当な待遇、性の商品化といった問題に加え、改革開放・市場経済の導入による効率性と合理性を追求する志向と相俟って、いっそう問題が複雑化してきたことに求められる。したがって、「中国社会は男女平等である」といった一般的見解については大いに検討する余地がある。

以上の問題背景から、本論文では、次の3点を明らかにすることを目的とする。

- ① 中国のジェンダー法政策の推進過程において不可欠な地位を占める婦女聯合会（以下、婦聯と記す）に着目し、そこで婦聯が果たした役割を示す。
- ② 党と国家が取り組んできた男女平等政策を分析し、「中国社会は男女平等である」という理解の是非について検討する。
- ③ 中国のジェンダー法政策における特徴を明らかにする。

本論文の構成と内容は、以下の通りである。

1章では、婦聯に関連する法規定の検討を通じて婦聯という組織を概観し、そこから得られた特徴から、婦聯とはいかなる性格を有する組織であるのかを分析する。

婦聯は、女性たちの権利利益を代弁する組織として、唯一の公認団体という地位を占めている。そして女性たちの権利利益保護のために、婦聯は国家と女性の間を往復しながら積極的に活動してきたといえるものの、その性格は党の指導下に置かれることが前提になっているため強い政治的色彩を帯びるに至った。このことは、実際に、婦聯の運営資金はすべて中央や各地方政府の財政から賄われ、その職員はみなし公務員の扱いを受けていることから理解される場所である。また、その規模と影響力についてみると、婦聯組織の総数が全国で85万以上にも達していることもあって、社会的に「婦聯文化」を形成しており、女性幹部を養成する基地としても知られ、女性の政治参加の促進に多く関与している。

2章では、女性の就業問題を対象として、党や国家はジェンダー法政策としてどのような方策を考え、それに対して婦聯がどのように関与してきたのかを明らかにする。

婦聯は、長い間、女性が就業し自立することを「男女平等の実現」を測る唯一の指標としてきた。そのため、婦聯は女性の自立支援に向けた知識習得、職業訓練、職業斡旋、創業資金の

調達など、様々な活動を展開する。いずれも労働市場における女性の競争力を高めるためのものであり、その相手は常に男性が想定されていた。そこで注目されるのは、「婦女回家」（女は家に帰れ）、すなわち、自立した社会の一員として国家の経済建設に参加するのか、出産を主たる契機とし余剰労働力を排除し家庭へ戻し、家事労働を行うような政策へと転換するのかわといった問題である。「婦女回家」をめぐる論争では、女性たちの権利利益を可能な限り保障しようと志向する婦聯と、国家の建設と発展にどのように寄与するかという点から男性と同様に女性を取り扱おうとする、その意味ではまさに男女平等を推進しているかのような装いさえ見せる党とのせめぎ合いのプロセスが確認される。

3章では、女性問題を主たる業務対象とする婦聯にとって、もう一つの重要な仕事である、子どもと育児をめぐる活動とその展開プロセスが明らかにされる。

従来婦聯は、女性が男性と対等に自立できることを目指し、そのための経済的基盤を確立するためにも家事労働へと専念するのではなく、生産労働への参加を通じて社会進出を促すよう活動してきた。だが、出産と育児を終えた女性たちが、再び以前と同じ条件で就業するには、公共的な家政サービスの充実が不可欠である。その意味で、婦聯は女性の就業問題に加えて、こうした子どもをめぐる福祉政策に関する活動展開についても相当の労力を費やしてきた。ここでは、党と国家が推進しようとする「子ども政策」と女性の権利利益の実質的保障と充実を求めて対抗する婦聯との往還過程が明らかにされる。

4章では、中国で建国後もっとも早い段階で制定された婚姻法に着目し、その改正過程を検討することによって婦聯がどのような形で女性たちの権利利益の保護を主張してきたか、そしてその結果としてどのようなジェンダー秩序が法の中で形成されたかを明らかにする。

婚姻法は1950年に制定され、1980年、2001年に改正されているが、そのいずれにおいても婦聯は深く関わっており、内容面でも国家の政策を堂々と盛り込むなど、日本の家族法とは異質な特徴が確認される。また、特定の時代背景の下で生まれた3つの婚姻法には、その時代ごとに国家が抱えている問題が盛り込まれ、女性の権利利益より国家の利益が優先されることも少なくない。そこで女性とは、国家という枠組みの中で、その特性ゆえに特別保護の対象とされ次第に制度に取り込まれ、そのまま固定化されていく存在であるにすぎない。本章では、婚姻法制定過程における婦聯の役割に注目することで、中国の法体系にみられるジェンダー秩序の様相を検討する。

5章では、これまでの男女平等に関する国家や婦聯の言説を整理・検討する。

そのうえで、中国における男女平等を目指す取り組みは、いわゆる国際社会でのジェンダー平等と比べてどのような点で異なるのか、そしていかなる理由によって異なっていると考えられるのかを明らかにする。結論として中国における男女平等は、党の支配原理やイデオロギーと内在的に関連しているものであることが示される。

本論文の結論は以下のとおりである。

- ① 婦聯の果たした役割とは、一方で共産党と女性大衆を結ぶパイプとして、他方で共産党のジェンダー法政策を推進するための「別働部隊」としての性格を持つものであった。
- ② 国家によって推進された男女平等政策は女性個人の権利利益を尊重したものではなく、党の支配原理やイデオロギーを反映したにすぎず、したがって「中国社会は男女平等である」という一般的見解も神話にすぎない。
- ③ 婦聯はジェンダー問題を女性固有の問題として捉え損ねているため、結果的に性別役割分業体制を維持し、それが国家の政策と共鳴し固定化されたジェンダー構造を生み出すことになった。

以上

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 鈴 木 賢  
副 査 教 授 尾 崎 一 郎  
副 査 准教授 桑 原 朝 子

## 学位論文題名

### 中国のジェンダー法政策推進過程における婦女聯合会の役割

本稿は、中華人民共和国における唯一の全国レベルの公認女性団体として活動してきた中華全国婦女聯合会（以下、婦聯と略称）に焦点をあてて、中国が推進してきた「男女平等政策」というジェンダー法政策の構造的特徴に迫ろうとするものである。具体的には以下の3点を課題として設定する。第1に中国のジェンダー政策の推進にあたって婦聯がいかなる役割を果たしてきたかを具体的に明らかにすること、第2に中華人民共和国では「男女平等」が達成されたとする「俗説」の妥当性を検証すること、第3に中国が推進してきた法政策にはいかなるジェンダー構造が組み込まれてきたかを明らかにすることである。

各章の概要は以下のとおりである。

第1章では婦聯の組織のあり方が婦聯規約、憲法、社会团体登記条例、女性権利利益保護法などを手がかりに描写されている。ナショナルセンターとしての全国婦聯を頂点にして、省クラス、市・自治州クラス、県・区クラス、郷・鎮クラスの各レベルに地方婦聯を組織するほか、その下の街道や社区にも組織している場合がある。さらに職場や村には婦女代表会が設けられ、全国では83万を超える組織があり、7万8000名のフルタイムの職員がいる。

第2章では中華人民共和国建国後一貫して取り組まれてきた女性の就業促進政策および1980年代および2000年後に生じた「婦女回家」（女性は家庭に帰れ）論争について扱っている。建国後の女性就業政策により、ほぼすべての女性の社会的就業を実現し、「主婦」を生み出さなかった中国においても、労働力過剰の解決策として女性は家庭に帰るべきであるとする主張が現れたことがあり、これと婦聯はいかに対峙したかを描いている。

第3章では女性の社会的就業を推進した婦聯自身が1980年代以降は家事サービス事業への参入を図り、逆説的に家事は女性が担うというある意味での男女の役割分担を促進する役割をも果たしたことが描かれている。

第4章では、1950年、1980年、2001年にそれぞれ制定された婚姻法の起草、成立にむけて婦聯がいかなる意見を持ち、いかなる役割を果たしてきたかを整理している。婦聯がその時々女性が置かれている問題状況と共産党が打ち出す政策との折り合いをいかにつけてきたかを描いている。

最後に、第5章では以上の検討を踏まえて、党にかわって男女平等政策を推進してきた婦聯の果たした役割を総括的に評価する。結論的には、婦聯のジェンダー理解は「男女平等問題」を女性問題として扱う毛沢東流の女性解放理論に止まっており、党にもっとも従順ないわば党の「別動部隊」としての役割を果たしてきたと総括される。女性政策推進を通じて党の政権維持に対して貢献することこそが最も期待される役割で、むしろ伝統的な性別役割分業を固定化する手助けをしてきたというのが実態であるとする。そして、それは女性個々人の主体性を前提として個人

の「権利」を回復しようとする運動ではなかったと結論づける。

本稿には以下のような点でとくに高い評価を与えられるべきであろう。第1に、婦聯という組織のあり方、実態を詳細に描き出そうとしている点。最大にして唯一の女性団体でありながら、これまで正面から論じられてこなかったこの組織に正面から光を当てた希有な研究であり、中国政治、中国社会の理解に裨益するところが大きい。第2に、毛沢東革命が推進した「男女平等政策」の本質が、必ずしも個々の女性の個人としての権利の実現を目指したものではなく、ある意味での男女の役割分担の固定化、とりわけ家事労働や育児を女性に押しつけることを前提としたものであったことを明らかにしている。いわゆる新中国における「男女平等」が、ある種「神話」であったことを暴露するものである。第3に、中国共産党による立法政策（婚姻法、女性権利利益保障法など）は、ジェンダー秩序内在的な立法であり、既存のジェンダー秩序の変更を志向するか、ないしそれとは中立的なものではなかったことを示唆している。もっとも、この点は後述するように詳細には展開されておらず、各論的な叙述は今後の課題として残されている。

他方で本稿には以下のような改善を期待される問題点も存在している。①婦聯組織の記述にはまだ不十分なところが残されている。たとえば、口頭試問では婦聯の専従職員がほとんどすべて女性であること、婦聯でのポストが女性役人としての人事異動の指定席となり、また次へのステップアップのための待機ポストにもなっていることなどが明らかにされたが、残念ながら論文では十分に展開されていない。②婦聯の財政基盤や人事のあり方についての情報が不足している。これは政治体制に由来する情報の透明性欠如という壁があることにもよるが、断片的な情報でも全体をイメージする上では有益であると考えられる。③中国の男女平等政策に埋め込まれているジェンダー秩序の全体像を描くまでには至っておらず、本稿はそのアイディアの端緒に到達したに過ぎない。

しかし、以上を総合的に考慮するならば、また外国人が書いたとは思えないほど極めて読みやすい秀逸な日本語によって書かれていることもあり、審査員全員一致で本論文が博士（法学）を授与するに値するレベルに達しているとの結論に至った。